【動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可申請手続きについて】

申請は店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。

受付時間：平日　午前８：３０～１１：３０　　午後１：００～４：３０

必要書類	注意！
□　動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可申請書	○　兼営事業の種類は、「動物用医薬品卸売販売業」等、薬事関連業務を記載し、兼業がない場合は「無し」と記載 ○　法人の場合、名称及び代表者の氏名を記載
□　営業所所在地の略図	○　営業所の場所を赤枠等で明確にしてください
□　営業所の平面図	○　動物用高度管理医療機器等の配置場所を赤枠等で明確に
□　営業所管理者の資格を証する書類	下記のいずれかを提出すること ○　医療機器等の販売又は貸与に関する業務に３年以上従事したことを証する使用者の証明書 ○　医療機器製造業または修理業の責任技術者講習会の修了証(*) ○　医師、歯科医師、獣医師、薬剤師等の免許証(*) (*)については原本を確認します ※上記以外でも、管理者の資格となりうるかについては、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください
□　営業所管理者の雇用証明書	
□　登記事項証明書	○　法人の場合提出してください （発行日から６ヶ月以内のもの）
□　組織規定（図）又は業務分掌表等	○　業務を行う役員の範囲を赤枠等で明確にしてください

□　手数料：２９，２００円

○　令和８年９月30日で収入証紙の販売が廃止されるため、令和８年10月１日以降の申請は支払い窓口でのキャッシュレス決済または現金による支払いとなります。

○　令和８年９月30日までに購入された収入証紙については、令和９年３月31日まで使用できます。

○　キャッシュレス決済の場合は、本県ＨＰ「鹿児島県収入証紙制度の廃止について」に記載されているキャッシュレス決済対応端末設置場所にて支払いを行い、取引明細書を申請書と共に提出してください。

○　現金による支払いの場合は、県が収納事務を委託した団体の支払窓口（キャッシュレス決済対応端末の設置場所のうち「現金収納」に○がついている所属）で現金による納付を行い、取引明細書を申請書と共に提出してください。

※家畜保健衛生所での現金支払いはできません。

※受付、書類審査後に、日程等を調整の上、構造設備の概要等について店舗立入審査をおこないます。

※不明な点がありましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。